

## 松阪市太陽光発電設備等設置費補助金を申請される方へのお願い（注意事項）

補助金を受けるための条件として、毎月発電した電力量の 30%以上を申請した住宅内で自家消費しなければなりません。（詳細は以下の(1)～(4)のとおりです。）

なお、補助金を受けた後も FIT・FIP 制度の認定を受けてはいけません。

### (1) 発電量等がわかる書類やデータの保管

補助金を受けた方は、以下の書類やデータを保管しなければなりません。

#### ① 太陽光発電設備による毎月の発電電力量がわかるもの

【例】 発電量計測装置等に記録された電子データ

#### ② 発電した電力のうち毎月の売電電力量

【例】 売電明細書等

#### ③ 補助申請した住宅の毎月の購入電力量

【例】 住宅の電気料金の請求明細書や請求明細データ

### (2) 書類やデータを保管する期間

(1)の書類やデータを、補助金を申請した翌年度から 5 年を経過する年度末まで保管しなければなりません。

【例】 R5.12 に申請した場合：令和 10 年度末（R11.3.31）まで保管する。

### (3) 発電した電力量の 30%以上を自家消費すること

補助金を受けるための条件として、毎月発電した電力量の 30%以上を申請した住宅内で自家消費しなければなりません。

なお、自家消費量、自家消費割合は、次の計算式で求めることができます。

自家消費量 = (1)①の発電電力量 - (1)②の売電電力量

自家消費割合 = 「自家消費量」 ÷ (1)①の発電電力量 × 100 (%)

\*各電力量の単位は一般的に kWh となります。

### (4) 自家消費割合報告書と上記(1)の書類やデータの提出

市は、(3)の自家消費の状況について補助金を受けた方に報告を求めることがあります。この場合は、保管している(1)の書類やデータとともに自家消費割合等を計算した報告書を市に提出しなければなりません。

\*上記の他、補助金交付申請時に提出した誓約書の記載事項及び補助金額確定通知書に記載の補助金の交付の条件を遵守しなければなりません。